

特記仕様書

(共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局公共事業企画調整課)、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(監督員)

- 第2条 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。
- 2 ただし、緊急を要する場合に監督員が請負者に対し口頭による指示等を行った場合には、請負者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。なお、軽易なもので請負者が同意したものについては、書面を省略できるものとする。
- 3 請負者は、前項に規定する届出等を行い、許可、承諾等を受けた場合は、その資料を監督員に提示しなければならない。ただし、監督員が特に必要と認める場合には提出を求めることができるものとする。

(現場責任者の届出及び完了報告書)

- 第3条 請負者は、現場責任者を定め、現場責任者届を様式1により契約後7日以内に監督員へ提出し確認を受けなければならない。
- 2 また、請負者は、業務が完了した時、公共施設維持管理業務(除草・剪定等)委託(請負型)契約の委託業務完了報告書により報告すること。

(諸法令の遵守)

- 第4条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(昭和42年法律第131号)

(安全教育等)

- 第5条 本業務の施行に際し、現場に即した安全訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により一月当り半日以上時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
- ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②本業務内容等の周知徹底
 - ③土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④本業務における災害対策訓練
 - ⑤本業務現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全衛生教育として必要な事項
- 2 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日・

参加者（現場責任者含む）等の必要事項を記入したうえ提出すること。

（交通誘導警備員等）

第6条 交通誘導員とは、警備業法（昭和47年法律第117号 一部改正平成16年法律第50号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本業務においては6人（内検定合格警備員0人）を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議を行うこと。

2 請負者は「交通誘導員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、一月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

（事故防止対策）

第7条 伐採作業については下記の項目に留意し作業すること。

- (1) 事前に現地調査を実施し既存構造物の位置確認、作業上で支障となる物件の撤去や位置確認を実施し、作業計画を行う。
- (2) チェンソー及び草刈り機での作業には跳ね返り等に十分注意し、補助器具との連携を確認しながら危険な作業は行わないこと。
- (3) 作業指揮者や監視員を配置して、作業全体の指揮・監視を行う。
- (4) 作業員はヘルメット・防護メガネ・手袋・安全ベスト等を着用し、安全な施工を行う。

（施工管理等）

第8条 作業状況写真は、同一箇所で施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。

- 2 伐採した草・木の運搬時においてはシート被覆等の処置を施し、飛散防止を徹底すること。
- 3 伐採完了時には、監督員の立会を受けること。
- 4 出来形管理については、監督員の指示によるものとする。

（伐採処理のための搬出等）

第9条 伐採した草・木の運搬については、元請けが行う場合は業許可が不用であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。

- 2 伐採木について、伐採した幹、枝葉等については、木質バイオマス（発電チップ）として発電事業者が引き取ることを見込んでいる。
- 3 伐採木の取り扱いについては、法律等関係法令を遵守すること。